



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年7月2日水曜日 第623号外1

◇ 目 次 ◇ 条 例

- 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………（市町振興課）………… 1
- 愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例……………（ ）………… 1

選挙管理委員会告示

- 選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額に関する規程の一部改正……………（選挙管理委員会）………… 3
- 愛媛県選挙公営実施規程の一部改正……………（ ）………… 4
- 愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部改正……………（ ）………… 4

条 例

○愛媛県条例第29号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年7月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年愛媛県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（報酬） 第2条 選挙長等に支給する報酬の額は、次のとおりとする。 （1）選挙長 1日につき <u>12,200円</u> （2）選挙分会長 1日につき <u>12,200円</u> （3）選挙立会人 1日につき <u>10,100円</u> 2 省略	（報酬） 第2条 選挙長等に支給する報酬の額は、次のとおりとする。 （1）選挙長 1日につき <u>10,800円</u> （2）選挙分会長 1日につき <u>10,800円</u> （3）選挙立会人 1日につき <u>8,900円</u> 2 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第30号

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年7月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年愛媛県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第142条第1項第3号及び第4号のビラ	（趣旨） 第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第142条第1項第3号及び第4号のビラ

(以下「選挙運動用ビラ」という。)並びに法第143条第1項第5号

のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

第8条 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号又は第4号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、県委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 8円38銭

(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 5円62銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額に419,000円を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第11条 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超えるときは、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、県委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 586円88銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 30円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額に609,690円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)

(以下「選挙運動用ビラ」という。)並びに法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター(愛媛県知事の選挙の場合に限る。)及び同項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

第8条 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号又は第4号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、県委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円73銭

(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 5円18銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額に386,500円を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第11条 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超えるときは、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、県委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に586,905円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定及び附則第3項の規定は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（以下「新条例」という。）第8条及び第11条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までにその期日を告示された愛媛県知事の選挙における公職選挙法の一部を改正する法律（令和7年法律第20号）による改正前の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスターの作成の公費負担については、当該個人演説会告知用ポスターを新条例第1条に規定する選挙運動用ポスターとみなして、新条例第9条から第11条までの規定を適用する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第52号

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額に関する規程（昭和37年6月4日愛媛県選挙管理委員会告示）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和7年7月2日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三 好 賢 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第1条 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額は、次のとおりとする。 (1) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した_____実費額 (2) 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した_____実費額 (3) 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した<u>実費額</u> (4) 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額 (5) 宿泊料（食料2食分を含む。） 1夜につき <u>23,000円</u> (6) 弁当料 1食につき <u>1,500円</u>、1日につき <u>4,500円</u> (7) 茶菓料 1日につき <u>1,000円</u> 第3条 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額 (1) 鉄道賃、船賃、<u>航空賃</u>及び車賃 第1条第1号から第4号まで _____に掲げる額 (2) 宿泊料（食料を除く。） 1夜につき <u>20,000円</u> 第4条 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員（以下「事務員」という。）、専ら公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者（以下「車上運動員」という。）、専ら手話通訳のために使用する者（以下「手話通訳者」という。）及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者（以下「要約筆者」という。）に限る。）1人に対し支給することができる報酬の額は、次のとおりとする。 (1) 事務員 1日につき <u>15,000円</u> (2) 車上運動員 1日につき <u>20,000円</u> (3) 手話通訳者 1日につき <u>20,000円</u> (4) 要約筆者 1日につき <u>20,000円</u>	第1条 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額は、次のとおりとする。 (1) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した<u>運賃等の実費額</u> (2) 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した<u>運賃等の実費額</u> (3) 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額 (4) 宿泊料（食料2食分を含む。） 1夜につき <u>12,000円</u> (5) 弁当料 1食につき <u>1,000円</u>、1日につき <u>3,000円</u> (6) 茶菓料 1日につき <u>500円</u> 第3条 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額 (1) 鉄道賃、船賃 _____及び車賃 第1条第1号、第2号及び第3号に掲げる額 (2) 宿泊料（食料を除く。） 1夜につき <u>10,000円</u> 第4条 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員（以下「事務員」という。）、専ら公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者（以下「車上運動員」という。）、専ら手話通訳のために使用する者（以下「手話通訳者」という。）及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者（以下「要約筆者」という。）に限る。）1人に対し支給することができる報酬の額は、次のとおりとする。 (1) 事務員 1日につき <u>10,000円</u> (2) 車上運動員 1日につき <u>15,000円</u> (3) 手話通訳者 1日につき <u>15,000円</u> (4) 要約筆者 1日につき <u>15,000円</u>

○愛媛県選挙管理委員会告示第53号

愛媛県選挙公営実施規程（昭和44年11月1日愛媛県選挙管理委員会告示）の一部を次のように改正する。

令和7年7月2日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第17条 候補者は、ポスター掲示場に法第143条第1項第5号 _____ のポスター（以下本章中「ポスター」という。）を掲示する場合においては、当該候補者の立候補の届出順位の番号と同じ番号の記載のある区画に掲示しなければならない。	第17条 候補者は、ポスター掲示場に法第143条第1項第4号の3及び第5号のポスター（以下本章中「ポスター」という。）を掲示する場合においては、当該候補者の立候補の届出順位の番号と同じ番号の記載のある区画に掲示しなければならない。

附 則

- この規程は、令和8年1月1日から施行する。
- 改正後の愛媛県選挙公営実施規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この規程の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

○愛媛県選挙管理委員会告示第54号

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成6年10月愛媛県選挙管理委員会告示第25号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和7年7月2日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第5号様式 （ビラ作成証明書の様式）（第4条関係） 省略 省略 備考 1～3 省略 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 (1) 枚数 愛媛県議会議員選挙の場合 16,000枚 愛媛県知事選挙の場合 <u>130,000枚</u> (2) 限度額 ア 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 <u>8円38銭</u> （単価）×当該作成枚数＝限度額 イ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合 <u>419,000円＋5円62銭×（当該作成枚数－50,000）</u> 当該作成枚数 ＝単価……1銭未満の端数は切上げ 単価×当該作成枚数＝限度額 第6号様式 （ポスター作成証明書の様式）（第4条関係） 省略 省略 備考 1～3 省略 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 (1) 省略 (2) 限度額	第5号様式 （ビラ作成証明書の様式）（第4条関係） 省略 省略 備考 1～3 省略 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 (1) 枚数 愛媛県議会議員選挙の場合 16,000枚 愛媛県知事選挙の場合 <u>145,000枚</u> (2) 限度額 ア 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 <u>7円73銭</u> （単価）×当該作成枚数＝限度額 イ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合 <u>386,500円＋5円18銭×（当該作成枚数－50,000）</u> 当該作成枚数 ＝単価……1銭未満の端数は切上げ 単価×当該作成枚数＝限度額 第6号様式 （ポスター作成証明書の様式）（第4条関係） 省略 省略 備考 1～3 省略 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 (1) 省略 (2) 限度額

ア 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{316,250\text{円} + 586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

= 単価…1円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数=限度額

イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{609,690\text{円} + 30\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$

= 単価…1円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数=限度額

第7号様式（請求書の様式）（第5条関係）

その1 省略

（別紙）その1・その2 省略

その2 省略

（別紙）

請 求 内 訳 書

省略

備考

1 D欄には、次により算出した額を記載してください。

（1）確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合
8円38銭

（2）確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{419,000\text{円} + 5\text{円}62\text{銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}}$$

……1銭未満の端数は切上げ

2～4 省略

その3 省略

（別紙）

請 求 内 訳 書

省略

備考

1 省略

2 D欄には、次により算出した額を記載してください。

（1）当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{316,250\text{円} + 586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

…1円未満の端数は切上げ

（2）当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{609,690\text{円} + 30\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$

…1円未満の端数は切上げ

3～5 省略

ア 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{316,250\text{円} + 541\text{円}31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

= 単価…1円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数=限度額

イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{586,905\text{円} + 28\text{円}35\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$

= 単価…1円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数=限度額

第7号様式（請求書の様式）（第5条関係）

その1 省略

（別紙）その1・その2 省略

その2 省略

（別紙）

請 求 内 訳 書

省略

備考

1 D欄には、次により算出した額を記載してください。

（1）確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合
7円73銭

（2）確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{386,500\text{円} + 5\text{円}18\text{銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}}$$

……1銭未満の端数は切上げ

2～4 省略

その3 省略

（別紙）

請 求 内 訳 書

省略

備考

1 省略

2 D欄には、次により算出した額を記載してください。

（1）当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{316,250\text{円} + 541\text{円}31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

…1円未満の端数は切上げ

（2）当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{586,905\text{円} + 28\text{円}35\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$

…1円未満の端数は切上げ

3～5 省略